

写

国 監 告 第 7 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成29年度
第2回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成29年11月28日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

平成 29 年度第 2 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

教育委員会教育総務課・教育指導支援課（指導担当含む）・生涯学習課

3 . 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4 . 監査の期間

平成 29 年 8 月 22 日（火）～平成 29 年 11 月 22 日（水）

5 . 説明等聴取及び実査日

平成 29 年 10 月 25 日（水）、10 月 26 日（木）

6 . 監査の主眼

- （ 1 ） 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- （ 2 ） 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- （ 3 ） 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （ 4 ） 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- （ 5 ） 事務事業の実態が形骸化していないか。
- （ 6 ） 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- （ 7 ） 予算の執行が適正であるか。
- （ 8 ） 財務事務が適正に処理されているか。
- （ 9 ） 業務が円滑に執行されているか。
- （ 10 ） 各契約事務が適正であるか。
- （ 11 ） 公印の使用・管理が適正であるか。
- （ 12 ） 個人情報の管理状況が適正であるか。
- （ 13 ） 前渡金の管理が適正であるか。
- （ 14 ） 郵券の管理が適正であるか。
- （ 15 ） 備品の管理が適正であるか。
- （ 16 ） 庁用車の運行・管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、教育委員会教育総務課、教育指導支援課（指導担当含む）及び生涯学習課を対象に、平成29年4月1日から平成29年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

< 指 摘 事 項 >

(1) 教育総務課・教育指導支援課・生涯学習課

職員の時間外勤務について

職員の時間外勤務については、時間外で業務を行っているにもかかわらず、一部に時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発することを今後徹底されたい。

(2) 教育総務課

学校事務嘱託員の勤務実績について

学校事務嘱託員1名について、8月末の勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離が見受けられたため、確認したところ、月末に時間内に業務が終了できず、時間外勤務を行ったが、勤務実績簿を教育総務係にすでに提出してしまったため訂正ができず、勤務実績に反映していなかったとのことであった。

今後このようなことがないよう適切な対応をされたい。

(3) 教育指導支援課

学校関係嘱託員の勤務について

学校関係嘱託員の勤務実績を確認したところ、1日の勤務時間が6時間を超える勤務を行っているが、休憩を適正に取得していないと思われる事例が見受けられた。

今後、労働時間の管理において、休憩時間を含む適正な勤務が行われるよう管理者の勤務管理を徹底されたい。

＜ 要 望 事 項 ＞

(1) 教育指導支援課

校務ネットワーク用アクセスポイント及び周辺機器の購入契約について

校務ネットワーク用アクセスポイント及び周辺機器の購入契約については、4月に総務課に契約締結請求を行い、5月26日の入札を経て業者が決定していたが、入札時に納入期限の表示に誤りがあったことにより再度の入札を行っていた。

結果は当初落札した業者と同じ業者に落札したが、契約事務においては、事務上のミスにより、適正な入札・落札行為が行われず、状況によっては業者との紛争に至るケースもあり得るため、今後事務に遺漏のないよう十分に注意し、事務執行を行われたい。

(2) 生涯学習課

文化財保護審議会の公印について

国立市文化財保護審議会会長印は国立市教育委員会公印規程には定められていないが、教育委員会からの諮問に対する答申に使用し、公印規程に定められている他の審議会等と同様な使い方をしている。

公印は公文書の内容及び成立が真正であることを認証する役割を持つものであることから、今後国立市教育委員会公印規程に定めることを検討されたい。

9 . 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

平成 29 年 8 月 31 日現在 (単位 : 人)

| 課 名 | 課長 | 主幹 | 課長 補佐 | 係長 | 主査 | 主任 | 主事 | 再任 用 | 嘱託員 | 合 計 |
|---------------------|----|----|----------|----|----|----|----|-----------|---------|-----|
| | | | | | | | | | 臨時職員 | |
| 教育総務課 | 1 | | | 1 | 1 | | 4 | 1 (係長) | 34 1 | 43 |
| 教育指導支援課 (指導担当含む) | 2 | | | 2 | | | 3 | | 85 | 92 |
| 生涯学習課 | 1 | | | 2 | 1 | | 2 | | 6 1 | 13 |

教育指導支援課は他に指導主事（東京都職員）が1名いる。

(2) 事務分掌

教育総務課

教育総務係

教育委員会の会議に関すること。

教育委員会の所掌に係る請願及び陳情に関すること。

教育委員会の所掌に係る条例原案の調整に関すること。

教育委員会の所掌に係る規則、規程等の制定改廃及び公告式に関すること。

教育委員会の秘書及び渉外に関すること。
事務局及び教育機関の総合調整及び他の機関との連絡調整に関すること。
事務局及び教育機関の組織に関すること。
事務局及び教育機関の公印に関すること。
事務局及び教育機関の市費負担職員（以下「職員」という。）の人事及び諸給与に関すること。
事務局及び教育機関の職員の服務、研修及び福利厚生に関すること。
事務局及び教育機関の予算の編成、執行、経理及び決算の指導、調整に関すること。
文書収受に関すること。
備品管理、物品の出納及び廃棄処分に関すること。
教育に係る情報、資料の収集及び広報に関すること。
教育施設等の災害保険に関すること。
教育委員会及び学校施設に係る教育行政相談に関すること。
市立学校の設置及び廃止並びに敷地の決定及び整備計画に関すること。
その他、他の課、係及び担当に属さない事項に関すること。
事務局及び教育機関並びに課内の庶務に関すること。
市長の権限に属する総合教育会議に係る事務の補助執行に関すること。

学務保健係

児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
学齢簿の整備及び保管に関すること。
学級編制に関すること。
通学区域及び通学路に関すること。
児童・生徒の教育扶助に関すること。
奨学資金に関すること。
学校に係る各種の調査及び統計に関すること。
学校教育に係る教育行政相談に関すること。
学校の環境衛生管理に関すること。
児童・生徒及び都費負担教職員（以下「教職員」という。）の健康診断並びに就学時健康診断に関すること。
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
学校管理者賠償責任保険に関すること。
その他学校保健に関すること。

教育指導支援課（指導担当含む）

教職員係

教職員の任免及びその他人事の内申に関すること。

教職員の給与及び旅費に関する事。
教職員の服務に関する事。
教職員の福利厚生及び共済組合等に関する事。
教職員団体に関する事。
教職員の研修及び指導に関する事。
教育実習に関する事。
その他教職員及び指導に関する事。

指導支援係

教育課程の整備及び改善に関する事。
教科用図書採択並びに教材及び教具の取扱いに関する事。
教材、教具及び学校備品の整備に関する事。
学校経営、学習、生活及び進路指導の指導助言に関する事。
特別支援教育に関する事。
教育相談に関する事。
就学相談に関する事。
学校行事に関する事。
課内の庶務に関する事。

生涯学習課

社会教育・文化財担当

社会教育委員、文化財保護審議会委員及び文化財調査員に関する事。
社会教育施設間の連絡調整に関する事。
社会教育施設の整備計画に関する事。
生涯学習の振興及び施策の推進に関する事。
社会教育関係団体の育成及び指導に関する事。
文化財の保護に関する事。
芸術文化の振興に関する事。
新生活運動に関する事。
社会教育関係諸行事の企画及び実施に関する事。
社会教育資料の収集及び作成に関する事。
社会教育関係の指導者の養成に関する事。
社会教育に係る教育行政相談に関する事。
その他社会教育に関する事。
公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に関する事。
成人式に関する事。
課内の庶務に関する事。

社会体育担当

スポーツ推進委員に関すること。

社会体育及びレクリエーションの総合企画、指導及び実施に関すること。

社会体育事業の開催及び奨励に関すること。

社会体育関係団体の育成、指導及び助成に関すること。

学校開放に関すること。

その他社会体育に関すること。

公立文化・スポーツ施設の管理運営に関すること。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に関すること。

以上